

事 務 連 絡
平成26年(2014年)3月6日

各保険医療機関
各 保 険 薬 局 様

山口県国民健康保険団体連合会

電子情報処理組織を用いた費用の請求を行っている保険
医療機関等における返戻レセプトの取扱いについて

平素より、本会の業務運営について、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、本会から電子情報処理組織を用いた費用の請求を行っている保険医療機関等に対するレセプトの返戻方法については、出力紙レセプトのみで行っていますが、平成26年3月請求分(2月診療分)より、出力紙レセプト及び電子情報組織の使用により行うこととしました。

今回の変更により、返戻分レセプトの再請求については、保険医療機関等の選択により電子情報処理組織を使用するか、又は出力紙レセプトにより行うこととなります。

つきましては、平成26年3月請求分(2月診療分)より、オンライン請求システムから返戻レセプトデータ(CSV)のダウンロードが可能となりますので御利用ください。(ダウンロードの方法は、オンライン請求システム操作手順書運用編(医療機関・薬局用)を御参照ください。)

また、今回の変更に伴い「山口県国民健康保険団体連合会 保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」を改正していますので、本会ホームページにて御確認下さい。

なお、返戻レセプトを再請求をされる際は、出力紙レセプトと再請求ファイルを重複して請求されることがないように御注意ください。

電算課電算管理班 電 話 083-925-2067 F A X 083-925-7864
--